

児童虐待の未然防止と早期発見に向けた  
情報共有等に関する協定書

東村山市と警視庁東村山警察署は、児童虐待の未然防止と早期発見を図るため、以下のとおり協定書を締結する。

記

- 1 児童虐待事案に的確に対応するため、相互に保有する情報を共有し、児童の安全確保に努める。
- 2 相互に共有した情報については、確実に記録し、管理するとともに、保秘の徹底に努める。
- 3 本協定の締結による実施事項については、別添「情報共有等に関する申合わせ事項」のとおりとする。

以上を確認し、本書面を2通作成し、それぞれの署名捺印の上保管する。

平成29年5月17日

東村山市長

渡部 尚

警視庁東村山警察署長

中根 康太郎

平成29年5月17日

## 情報共有等に関する申合せ事項

### 1. 警察からの照会

- (1) 警察は、児童虐待が疑われる情報を認知し、必要な場合は、子ども家庭支援センターに対し当該児童に係る過去の取扱状況等について照会を実施し、それにより得られた情報について勘案した上で、当該児童に係る児童相談所への通告要否を判断する。
- (2) 警察が子ども家庭支援センターに対し照会する場合には、児童の氏名、生年月日、住所、取扱状況等を情報提供し行う。
- (3) 子ども家庭支援センターは、警察からの照会に対し、記録等を確認し回答する。
- (4) 警察と子ども家庭支援センターは、照会に係る情報を記録し、保存するとともに、その後の対応に活かすため適切に管理する。

### 2. 子ども家庭支援センターからの情報提供

子ども家庭支援センター長が必要と認めた場合には、次の情報提供を行う。

- (1) 児童虐待事案について、児童が居住する管轄警察署へ情報提供を行う。
- (2) 居所不明児童について、必要な調査をしても判明しない場合は児童が居住する管轄警察署に情報提供及び相談を行う。

### 3. 情報の共有

- (1) 子ども家庭支援センターは、特に身体的虐待を受けた被害児童に関する個別ケース検討会議については、積極的に開催し、また警察は、会議に参加するよう努め、相互の情報共有を図る。
- (2) 上記のほか、事案の緊急性・必要性に応じ、随時、相互の情報共有に努め、児童の安全確保に努める。

### 4. 申合せ事項の見直し

本申合せ事項は、東村山市子ども家庭支援センターまたは東村山警察署の要請により、適宜見直しを実施する。